

○大学教育センター運営委員会規程

(平成23年4月1日制定)

改正 平成24年4月1日 平成26年3月14日
平成29年3月3日 平成31年3月28日
令和6年4月24日

(目的)

第1条 この規程は、大学教育センター規程第6条第2項に基づき、大学教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 大学教育センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 大学教育センター副センター長(以下「副センター長」という。)
- (3) 各学部選出の専任教員 各1名
- (4) 教務部事務部長
- (5) 教務課長及び教育情報課長

2 委員長は、センター長とする。

(委嘱)

第3条 前条第1項第3号の委員の委嘱は、学長が行う。

(任期)

第4条 第2条第1項第1号、第2号、第4号、第5号の委員の任期は、当該役職在任期間とする。

2 第2条第1項第3号の委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副センター長が委員長の職務を代理する。

3 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

4 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 委員会は次の事項を審議し、各学部、大学院研究科及び各部局との連絡調整にあたるものとする。

- (1) 導入教育の施策に関する事項
- (2) キャリア教育の施策に関する事項
- (3) 大学全体のFD・SDの基本方針等の策定と実施に関する事項
- (4) 学修支援の施策と実施に関する事項
- (5) センターの予算に関する事項
- (6) その他、教育プログラムの開発、教育支援に関する事項

(部会の運営)

第7条 大学教育センター規程第7条に定める部会の運営のために、部会運営委員会を置く。

(部会運営委員会の構成)

第8条 各部会運営委員会の組織、構成等については、別表のとおりとする。

2 各部会運営委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、教務部教育情報課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月24日)

この規程は、令和6年4月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

部会名	委員会名	構成員	事務局
各学部・研究科FD 部会	経済学部FD部会運 営委員会	学部任命委員	教務部教務課
	経営学部FD部会運 営委員会	学部任命委員	教務部教務課
	総合情報学部FD部 会運営委員会	学部任命委員	教務部教務課
	国際学部FD部会運 営委員会	学部任命委員	教務部教務課
	大学院企業情報研 究科FD部会運営委 員会	研究科任命委員	教務部教務課
SD部会	SD部会運営委員会	センター長、副セ ンター長、学長室 入試担当部長、法 人部長、教務部事 務部長、事務職員 会委員長	教務部教育情報課